

岩手大学電気電子情報科会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は岩手大学電気電子情報科と称する。
- 第2条 本会は盛岡高等工業学校電気科、盛岡工業専門学校電気科、岩手大学工学部電気情報系工学科、並びに岩手大学理工学部システム創成工学科電気電子通信コース、知能・メディア情報コース（以下、電気情報系コースという）及び大学院工学研究科電気情報系工学専攻並びに岩手大学大学院総合科学研究科理工学専攻電気電子通信コース、知能情報コース（以下、岩手大学大学院電気情報系コースという）の傘下集った者の親睦を図り、緊密な連絡をとり、電気工学、電子工学、情報工学に関する知識を交換する。
- 第3条 本会の本部事務所は盛岡市上田 岩手大学理工学部電気情報系コースに置く。
本会に支部を置くことができる。支部の設置は総会の承認をうけるものとする。
- 第4条 本会は第2条に定めた目的を達成するために会誌の発行、講演会等を行う。

第2章 会 員

- 第5条 会員を分けて特別会員、正会員、準会員とする。
- 第6条 特別会員は岩手大学工学部電気情報系工学科、岩手大学理工学部電気情報系コースの現・旧教職員とする。
- 第7条 正会員は盛岡高等工業学校卒業生、盛岡工業専門学校卒業生、岩手大学工学部電気情報系工学科卒業生、岩手大学理工学部電気情報系コース卒業生、岩手大学大学院工学研究科電気情報系工学専攻修了生、岩手大学大学院電気情報系コース修了生、並びに役員会の承認を経た者とする。
- 第8条 準会員は岩手大学工学部電気情報系工学科及び岩手大学理工学部電気情報系コースの在校生、並びに岩手大学大学院工学研究科電気情報系工学専攻学生、岩手大学大学院電気情報系コース学生のうち正会員でない者とする。

第3章 会 計

- 第9条 本会の会計は一般会計及び基金特別会計とする。
基金は将来のために積み立てるものとする。但し、その利息は一般会計に繰り入れることができる。
- 第10条 会費は準会員入会時に入会費として10,000円を納入する。また、卒業後10年を経過した正会員は年会費として10年毎に10,000円を納入する。
尚、納入した会費は理由の如何を問わず返却しない。
- 第11条 本会の収支は毎年4月末日に於いて決算を行い、会計監査を経て総会に於いて承認をうけ併せてこれを報告する。

第4章 会 議

- 第12条 会議は総会、臨時総会、役員会及び理事会とする。
理事会は、会長、副会長、理事及び相談役を

以て構成する。

- 第13条 総会は毎年1回会長がこれを招集して出席人員を以て成立する。
- 第14条 臨時総会は役員会に於いて必要と認められた時、会長がこれを招集する。
- 第15条 役員会及び理事会は必要に応じて会長が招集する。

第5章 役 員

- 第16条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|------|------|-----------------------------------|
| 会 長 | 1名 | 正会員より選出する。 |
| 副会長 | 3名以内 | 正会員より選出する。 |
| 理 事 | | 正会員より互選する。
尚、各支部長は理事を兼ねるものとする。 |
| 会計監査 | 2名 | 正会員より選出する。 |
| 幹 事 | | 正会員より理事会で推薦し会長が委嘱する。 |
| 顧 問 | 若干名 | 特別会員より会長がこれを委嘱する。 |
| 相談役 | | 元会長は終身相談役として委嘱するものとする。 |

- 第17条 各役員の任期は2ケ年とし、再選できる。改選は総会に於いて行なう。
但し任期中欠員ができた場合は役員会に於いて選出し補充する。

- 第18条 会長は本会を代表しその事務を総括する。
副会長は会長を補佐する。
理事は本会の庶務を掌理する。
会計監査は会計を監査する。
事務局担当理事は本会の会計を掌理し、且つ金品物件の保管の責に任ずる。
幹事は会員相互の親睦と連絡の任に積極的にあたる。
- 第19条 支部に支部長を置き、本部に準じて役員をおくことができる。

第6章 会誌、講演会及び座談会

- 第20条 本会では会誌「きたかみ」を発行して会員に配付する。
- 第21条 講演会及び座談会は随時行う。
- 第22条 支部の内規は各支部に於いて定め、会長の認可を受けることにする。
- 第23条 会則の変更は総会に於いて過半数の賛成が無ければ変更する事ができない。

付 則

- 本会則の第10条の改定は、平成16年5月1日から施行する。
- (昭和17年1月1日制定) (平成4年度総会一部改正)
(昭和25年度総会一部改正) (平成11年度総会一部改正)
(昭和37年度総会一部改正) (平成12年度総会一部改正)
(昭和40年度総会一部改正) (平成15年度総会一部改正)
(昭和41年度総会一部改正) (平成20年度総会一部改正)
(昭和46年度総会一部改正) (平成21年度総会一部改定)
(昭和50年度総会一部改正) (平成22年度総会一部改定)
(昭和51年度総会一部改正) (平成27年度総会一部改定)
(昭和56年度総会一部改正) (平成28年度総会一部改定)